

## 第6回 伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する在り方検討会議会議録

- 【1】 日 時 令和7年6月10日（火）午後2時から3時30分まで
- 【2】 場 所 伊勢原市役所3階 議会全員協議会室
- 【3】 出席委員 9名（会長及び副会長以外は、委員名簿順）  
朝倉会長、前場副会長、本間委員、櫻井委員、古住委員、  
嶋田委員、吉川委員、飯島委員、菅原委員
- 【4】 欠席委員 1名
- 【5】 出席職員 宮村教育長、熊澤教育部長、今井学校教育担当部長、  
瀬尾参事兼教育総務課長、畠山教育総務課施設担当課長、  
守屋参事兼学校教育課長、西野教育指導課長、  
田中教育センター所長、青木社会教育課長、  
窪田教育総務課係長、
- 【6】 傍聴者 0名
- 【7】 内 容
- 1 開会
  - 2 教育長あいさつ
  - 3 議題
    - (1) 検討スケジュールについて 【資料1】
    - (2) 前回（第5回）会議の概要について 【資料2】
    - (3) 望ましい学校規模等に向けた対応策について 【資料3】
    - (4) 対応策の検討を始める実施基準等について 【資料4】
    - (5) 基本方針策定後の進め方について 【資料5】
    - (6) その他（次回の会議について）
  - 4 閉会
- 【8】 配布資料
- ・ 次第・配布資料一覧
  - ・ 【資料1】 令和7年度の検討スケジュール
  - ・ 【資料2】 第5回伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する在り方検討会議（概要）
  - ・ 【資料3】 望ましい学校規模等に向けた対応策
  - ・ 【資料4】 対応策の検討を始める実施基準等
  - ・ 【資料5】 基本方針策定後の進め方

## 会議録

### 【1 開会】

○事務局

定刻になりました。

ただ今から「第6回伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する在り方検討会議」を開催いたします。

本会議は「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」に基づき、原則、会議は公開といたします。

また、後日、会議録を市のホームページで公開させていただきます。あわせて、会議録作成のため、録音させていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

それでは、次第に沿って進行いたします。次第2【教育長あいさつ】です。宮村教育長、よろしくお願いいたします。

### 【2 教育長あいさつ】

○教育長

皆さんこんにちは、お忙しい所、お集まりいただきまして、ありがとうございます。前は、望ましい学校規模、配置の考え方や基準についてご意見をいただきました。教育委員会としては、皆様からいただいた意見を十分に踏まえて検討しながら、第7回目の会議では、基本方針の素案について示してご議論いただくことを考えています。

本日の会議ですが、前回示した学校規模の基準に対する対応策や、今年度末を予定している基本方針を策定した後の検討の進め方などを議題としてご議論いただきたいと思います。限られた時間ですが、忌憚のない意見を頂戴できればと思います。

### 【3 議題】

(1) 検討スケジュールについて【資料1】

(2) 第5回伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する在り方検討会議  
(概要)【資料2】

○会長

議題の1及び2について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議題(1)検討スケジュールについてご説明いたします。

まずは、会議における「(仮称)伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針」骨子(案)の流れについてですが、前回の第5回会議では、第4章部分「本市の望ましい学校規模・配置の考え方」について、皆様からご意見等をいただきました。

つづいて、本日の会議では、第5章部分の「望ましい学校規模・配置に向けた対応策」

と第6章部分「基本方針策定後の検討に向けて」が議題となります。

本日の会議で、基本方針における章別の内容は終了することとなりますので、次回以降の会議は、基本方針案をとりまとめに入ります。

つづいて、会議スケジュールですが、本日が第6回目の会議で、次回の第7回会議は7月11日(金)を予定しております。

第8回以降は日付未定ですが、現在、開催時期を検討中ですので、決まりましたら改めて通知をいたします。

つづいて、令和7年5月9日(金)に開催いたしました第5回会議の概要についてご説明いたします。

前回会議では、今年度から新たに御就任をいただきました委員の皆様の御紹介とともに、新たに「前場委員」が本会議の副会長に指名されました。

主な質疑応答の内容ですが、学校規模の標準を定めていない県内他市についての御質問がありましたが、当日は、平塚市や秦野市が公開していない旨を回答しましたが、それに加え、鎌倉市や逗子市、海老名市も学校規模の標準を定めていない状況です。

つづいて、大山小学校と近隣の小学校の交流の有無についての御質問です。大山小・高部屋小・比々多小は、山王中に集まってレク等を行い、中学進学がスムーズになるような取組が進められております。こちらの内容については、委員からも具体的な事例について、ご教示をいただきました。

つづいては、主な御意見ですが、議題3「望ましい学校規模・配置の考え方及び基準案について」は、児童生徒推計に対する印象や地域学校協働活動の視点から、地域と学校の連携についてご意見をいただきました。

つづいて、望ましい学校配置に対する御意見として、通学路の安全確保への配慮や見守り隊の確保が課題であるとのことをご意見をいただきました。

また、小学校1年生の通学距離・時間について、基準案である通学距離4km、通学時間おおむね1時間は通学条件として厳しいため、学年によって基準を変えるという考え方についてご意見をいただきました。

事務局としましては、基準の範囲内だから問題ないということではなく、安全面等さまざまな観点から十分に検討する必要があると事務局からお答えしました。

つづいて、1学級当たりの人数については、こどもたちの声と学校現場の声は異なるものの、指導的な観点から教職員の声を重視し、25人～30人程度が望ましいのではないかと、というご意見をいただきました。その一方で、学級数の増加による教室数の不足についても言及をいただきました。

つづいて、「小規模校と大規模校のメリット・デメリット」についての御意見です。PTA活動の保護者負担について、保護者の負担感が軽減されるよう活動が変化してきていること等のご意見をいただきました。

どのご意見も、非常に重要な視点でしたので、基本方針の策定にあたっては、十分にご意見を踏まえた上で検討を進めて参りたいと思います。説明は以上です。

○会長

資料1、資料2について何か質問はありますか。特になければ、議題の(3)をお願いします。

(3) 望ましい学校規模等に向けた対応策について【資料3】

○事務局

前回の会議では、望ましい学校規模(学級数)の基準案として、小学校では1学校あたりの望ましい学級数を12～24学級、中学校では9～18学級を基準案としました。

望ましい学校配置(通学距離と通学時間)の基準案については、小学校は通学距離がおおむね4km圏内で、通学時間を60分以内、中学校は、通学距離おおむね6km圏内で、通学時間を60分以内といたしました。

望ましい学校配置については、現状、市内すべての学校区で基準内に収まっている状況ではありますが、現状、個別の事情に応じて、公共交通(バス)での通学や保護者による送迎等を認めている状況です。

これらの基準を踏まえて、望ましい学校規模・配置の基準外となる学校に対する対応策について、本市の考え方を整理いたします。

国では、標準から外れる学校に対する対応策として、様々な対応策を示しておりますが、本市にとって、想定される対応策を整理いたします。

対応策①は通学区域の変更です。この対応策は、現状の通学区域を変更・再編成することで、市内の学校規模を調整する方法です。学校区ごとの児童・生徒数を調整し、既存施設もそのまま活用できるという視点はメリットがありますが、これにより、通学距離が長くなってしまったり、現状、おおむねの学校区が自治会と整合している状況を考えて、通学区域を変更することで、学区と自治会の不整合が生まれる懸念があり、地域コミュニティへの配慮と言う点では課題があります。

つづいて、対応策②「学校の統合」です。この方法は、形態として①特定の学校を既存の学校へ統合する方法と、②新たな用地に学校を新設し統合する、2つの形態が考えられます。

①については、既存の施設をそのまま有効活用するという点でメリットがありますが、学校区をまとめる形になるため、通学距離が長くなってしまったり、統合等により教室数が足りなくなる場合、施設の増設が必要となります。

②は、新用地に新設統合する方法です。新たに学校用地を取得し、建物も新築する方法ですが、その立地次第では、通学距離や学校規模の適正化が可能となります。一方で、ふさわしい用地が見つかるか、そして、新たな用地取得と施設整備に係る財政負担が課題となります。

③は「地域の状況を踏まえた工夫」です。この方法は、1つ目に小規模特認校制度の活用、2つ目に小規模校を分校化する2つのパターンが考えられます。

1つ目の小規模特認校制度の活用は、現在、大山小学校で実施されている方法で、一定の条件の中で、市内全域から就学を希望する児童を募ることで、学校規模の維持を行うとともに、地域性を生かした特色ある教育を実践しています。ただ、この方法は、希望制のため、選択されない可能性や通学手段の確保が課題となります。

2つ目は「小規模校を分校化」する方法です。

この方法では、小規模の学校施設を維持したまま、近隣の標準規模等の学校の分校として位置付けます。それにより、学校全体の規模を適正化することが出来ますので、小規模校の解消、学校の施設維持が可能となります。一方で、専科教員などは学校間の移動による負担などが発生する可能性がありますので、教職員の負担増となる可能性があります。

基本方針では、これらの選択肢を提示しますが、今後、学校ごとの対応策を検討していくうえでは、こういった対応策が有効であるか、各学校の特性や、各地区の地域性などに十分に留意しながら、適切に対応策を検討する必要があります。

つづいて、望ましい学校配置の基準（通学距離・通学時間の基準）を上回ってしまう場合の通学対策について整理いたします。

①公共交通機関（バス等）の利用を認める、②スクールバスの運行、③（中学校の）自転車での通学を認める、④住所地から近接する学校への通学を認めるといった対策が考えられますが、②スクールバスの運行以外の方法については、既に学校によって行われている取組ですので、導入にかかるメリットと課題はそれぞれありますが、導入は比較的容易であるかと思えます。

②スクールバスの運行については、現状、本市では実施しておりませんが、他の一部自治体では採用されている事例があります。スクールバスは、乗車場所が指定できたり、公共交通機関と比べ車内トラブルの危険性は低いですが、乗降場所の確保や財政負担の増など、課題も多いです。通学対策につきましても、今後、望ましい学校規模等に向けた対応策を検討するに当たり、各学校の実情に配慮した検討が必要となります。

この議題では、市が定める望ましい学校の規模と配置の基準外となる学校に対する対応策を整理いたしました。説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。何かご意見等がありますか。

○委員

小学校の分校化とありますが、その概念がわからないので教えてください。

専科教員負担増は中学校だけですか。具体的なイメージが抱けるご説明を補足してほしいです。

また、公共交通機関の利用について、比々多小では今も利用していると思いますが、今は何人くらい利用しているのですか。さらに、デメリットの乗り方指導については、メリットと捉えることはできないでしょうか。

○事務局

小規模校の分校化についてですが、例えば、小規模校化している学校が近隣の標準規模の学校の分校化する場合、学校の施設を残したまま標準規模の学校を本校として分校化するので、学校としての人数規模は、ある程度適正化されるというイメージです。現状の施設を残しながら学校の規模だけを適正化することになります。

○事務局

把握している事例ですと、県内で分校化した事例は、相模原にあります大野南中学校があります。大野南中学校は、隣にある県立学校の施設を使って夜間中学校を設置しました。その際に分校という形を使うことで、校長は本校に1人、教頭職が分校に1人配置されて、校長はその分校を兼任しながら全体を統括する仕組みになっています。それから教員も、中学校でありますので、教科ごとに決まった人数が配置されます。ただ教員が不足する場合、本校の教員が兼務しながら指導する形がとられています。それともう1つは今年4月から鎌倉市に開校している、学びの多様化学校として、不登校の生徒が在籍して通う学校です。これも分校形式です。

いわゆる小規模校がそのまま分校になるスタイルと違いますが、仕組みとしての分校というのはそのような形になります。

○事務局

専科教員の負担等につきましては、学校間の移動や、非常勤講師の配置をどうできるかなどの課題はあると思います。そこについては、具体的に実際行っていく上で課題が出てくると思っております。

続いて、バスの利用についてですが、比々多小学校の一部でバスを利用している話は伺っております。

○委員

竹園小もバスの配慮があるのですか。

○事務局

以前、通学区域が変わったときにバスが通っていましたが、今はバス路線がなくなりました。

○事務局

バスの乗り方の指導を課題ととるかどうかは、参考にさせていただきたいと思います。

○委員

バスの利用についてですが、バス代に対する市の支援は行うのですか。

○事務局

今後、検討するという意味で記載しています。

#### (4) 対応策の検討を始める実施基準等【資料4】

○会長

議題4について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

この議題では、先ほどの議題で整理いたしました対応策の検討を始める実施基準について、本市の基本的な考え方を整理いたします。

まず、「国の考え方(対応の目安)」ですが、国では、学校規模の標準を下回る場合に、市町村において対応策を検討する際の学校規模(学級数)の目安とその対応内容を小学校、中学校、それぞれについて示しています。

まず、小学校についてですが、1～5学級、そして6学級以下、つまり、クラス替えができない状態の場合、学校統合等により、望ましい規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとしながら、地理的条件等により統合が困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策やデメリットの解消策等を積極的に検討・実施する必要があるとしています。

次に7～8学級の1つの学年または2つの学年以外はクラス替えができない場合は、学校統合の適否を含め、今後の教育環境の在り方を検討する必要があるとし、6学級以下と比べ、「速やかに」という文言が取れ、今後の学校の在り方を検討する、という状態に変わります。

つづいて、9～11学級の半分以上の学年でクラス替えが出来る状態は、児童数予測等を加味して、今後の教育環境の在り方を検討する必要があるとされ、速やかに学校統合等の検討をするというレベルからは、少し様子見をするという対応に変わります。

このように、国では、クラス替えができる学級数の状態で、対応のフェーズを分けて整理しています。

この考え方は、中学校でも同様で、半分以上の学年でクラス替えができる状態か否かで、小学校と同様に、検討を始める基準を整理しています。

つまり、中学校では、3学級以下のすべての学年が単学級の状態であれば、学校統合等について速やかに検討する。4～5学級であれば、「速やかに」という表現が取れ、今

後の教育環境の在り方を検討が必要な状態、6学級以上の全学年でクラス替えが出来る状態であれば、今後の生徒数予測を加味して、検討するとしています。

こうした国の考え方を踏まえ、望ましい学校規模に向けた対応策の検討に当たっての本市の基本的な考え方を整理したいと思います。

基本方針では、望ましい規模を下回る場合を「小規模校」、望ましい規模を上回る場合を「大規模校」として、それぞれの場合の対応策を次のとおり整理いたします。

まずは、「小規模校」に対する対応策の考え方です。

今後、単学級の学年が生じる学校については、学校規模が更に縮小することが見込まれる段階で、望ましい学校規模に向けた検討を開始します。

対応策の検討に当たっては、これまでの生活圈や地域の特性を考慮し、原則、昭和46年の市制施行前の旧町村域における6地区(大山・高部屋・比々多・伊勢原・成瀬・大田)を検討の枠組みとし、各地区ブロック内での学校再編を検討します。

地域ブロック内で効果的な対応策を行うことが困難な場合等においては、地域ブロックを越えた対応策についても検討します。

この場合においては、現行の中学校区の枠組みを基本とした対応策を検討します。

大山・高部屋・比々多・大田の4地区については、1地区に1つの小学校が配置されていますが、地域内の人口が多い、成瀬と伊勢原については、これまでに基幹校である成瀬小学校と伊勢原小学校から分離校ができ、各地区に3校ずつ配置されている状態となっています。

対応策の検討に当たっては、基本的に、地区または中学校区の枠組みの中で、対応策を検討しますが、地理的条件などの地域特性上、統廃合等の通学区域の変更を伴うような対応策の実施が困難となる事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす対応策についても検討することといたします。

つづいて、大規模校対策の考え方です。今後も少子化の傾向は続くことを踏まえ、将来の児童生徒数には注意を図りつつ、適正な学校運営を図るための手法を総合的に検討し、課題の解決に努めてまいります。

つづいて、本市における小規模校対策の検討を開始する時期についてです。

児童生徒数の推計では、20年後の本市においても大規模校となる学校がなく、今後も少子化傾向が続くことを前提とした上で、国の小規模校に対する実施基準や、先ほどの基本的な小規模校対策の考え方等を踏まえ、実際に、小規模校対策の検討を開始する時期を次のとおり2段階で整理いたします。

まずは、1段階目、基本的な検討を開始する基準です。

基本的な検討を開始する場合とは、今後の、児童生徒数の将来推計に基づき、学校規模の状態が、小学校で8学級以下、中学校で4学級以下、つまり、1つ以上の学年が単学級かつ今後、学校規模のさらなる縮小が見込まれる状態を指します。具体的には、児童生徒数の将来推計において、半分を超える学年で単学級となることが見込まれる状態になった場合には、その状態が見込まれる時期の6年前から対応策の検討を開始することとします。

この児童生徒数の推計については、昨年度の作業の中で、20年後までを見通した児童生徒数の推計を行いました。それとは別に、毎年度、住民基本台帳の人口データを基に、直近6年間分の児童生徒数と学級数の推計を行っておりますので、その結果、半分を越える学年で単学級が生じる状態が見込まれる場合には、対応策の検討を開始することといたします。

2段階目は、優先的に対応策を検討する場合の学校規模の状態です。

すべての学年で単学級となっている状態の場合は、早期に検討を開始することといたします。

これを基準とし、本市の小・中学校の規模を当てはめると、優先的に検討開始が想定される学校は大山小学校となります。同校については、次年度(令和8年度)以降、対応策の検討を開始することとします。

本議題では、望ましい学校規模の基準外となる学校について、対応策の検討を始める基本的な考え方と実施基準を整理いたしました。

次の議題では、基本方針を策定した後の、個別の学校の在り方の検討に係る取組を、どう進めていく、その進め方について、ご説明いたします。説明は以上です。

#### ○会長

小規模校対策に関する国の目安について説明がありましたが、議論を始めるタイミングで、国の基準を目安にして始めるのはいいと思います。例えばクラス替えができないとか、これは子ども達にとって良くないことかもしれません。

しかし、それ以上に自宅の近くに学校があって、地域の方々は学校を愛していて、そういったところを残していく、地域を守っているという意味でも良いと思います。そのときに一つの結論ありきということではなく、学校の規模が少し小さくなってしまったとしても、「近くに学校がある」、「地域に学校がある」ということは個人的には大事なことかと思えます。

#### ○事務局

対応の目安については、国の目安に則っているわけではなく、あくまで参考として「6学級」あるいは「1～5学級」については「学校統合等により望ましい規模に近づけることの適否を速やかに検討」など限定的な目安を示しています。

本市の場合は国の目安も参考としながら緩やかな開始の時期を示しています。

また、対応方策として統合も選択肢の一つとしてはありますが、それ以前に「地域とのつながり」や「小規模校のメリットを最大限に活かす方策」の検討もを行います。決して選択肢を必要以上に狭めるものではありません。

#### ○会長

ありがとうございます。検討の単位となる地区ブロックについて、伊勢原市のコミュニティ・スクール、学校運営協議会は、学校ごとに作られています。他

の自治体では、地区ごとにあるようです。学校ごとの場合は、中学校のコミュニティ・スクールで活発に発言されている地元の人が、小学校にも所属されていて、同じ人が同じ話をされているようなことがある。そういったことを考えると、学校ではなく、校区、ブロックごとに開くと合理的だと思います。学校規模の最適化の問題は、これからも続く問題ですので、現地の方の状況などを把握しながら、例えばコミュニティ・スクールを校区ごとに開くのも一つのアイデアとしてはいいのかなと思っています。

#### ○事務局

本市は、コミュニティ・スクールが設置されてまだ年数も成熟するほど経っていません。これから取組が本格化していくものと考えています。学校によっては、コミュニティ・スクールは、地域とともに学校運営していくという機能を備えきれていない実情があると思います。一方で伊勢原は昔から地域の方が地域で子ども達を育てる風土があり、そういった活動が多く行われています。地域で子ども達を支えてくれている人は、地域学校協働活動推進員という形でサポートしていただいている、今、推進員も増えています。そうした地域の活動が、コミュニティ・スクールの方とうまくリンクをしながら機能しつつあるところなのかなと考えています。会長がおっしゃるように、例えば中学校区で合同コミュニティ・スクールを行えば、合理的で、小中9年間を一貫して捉えて、学校の先生、地域の方、保護者が一緒に考えていくにはとてもいい仕組みだと思います。もう少し時間をかけて、今の仕組みが成熟し、そのように発展していけば、学校規模の検討に直接いろいろな意見や協力をいただけるような仕組みになる可能性があると感じています。

#### ○会長

ありがとうございました。皆さんはいかがでしょう。

#### ○委員

基本的な検討開始の基準の検討開始時期についてですが、上記の状態が見込まれる時期の6年前から検討を開始するとありますが、6年という数字の根拠について教えてください。また、住民基本台帳をベースとする児童生徒数の推計についての補足説明をお願いします。

#### ○事務局

住民基本台帳に記載されている0歳以上の人口を基に、現在から0歳児が小学校1年生となる6年後までの小学校と中学校の児童生徒数を過去数年間分の私立中学校への進学率なども考慮しながら、推計を行っています。推計時点の人口の実数を基に推計をしているため、精度は高いものと思っています。

## (5) 基本方針策定後の進め方【資料5】

### ○会長

議題5について、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

この議題では、基本方針策定後における、検討対象校の実情に応じた検討ロードマップや、検討にあたり留意すべき事項、そして、学校教育を取り巻く新たな議題等に対する検討(小中一貫校の検討)について、整理します。

まずは、基本方針策定後の対応策の検討スケジュール(予定)です。

基本方針の策定後は、検討対象となる学校の実情に応じて対応策を検討する必要がありますので、その際には、保護者や学校関係者、地域団体や住民の方々など様々な関係者・関係団体と合意形成を図りながら、対応策の検討・協議を進めて参ります。

来年度は、市長部局を交え、庁内での現状・課題の整理や、学校関係者へのアンケートなどを通じて、関係者の意識把握を行います。そして、その内容を踏まえ、対象地域における検討の土台となる対応策の検討を行います。

その後は、必要に応じて、つまり対応策によって、保護者や学校、地域等で構成する協議会を設置する必要があると考えています。

その協議会では、現状や課題の認識を学校関係者・地域の皆様と共有するとともに、対応策について、具体的な協議・検討を行います。

図のイメージでは、令和10年度の欄外にも矢印が飛び出していますが、ここは、検討の熟度に応じた検討期間が必要であるため、その期間については、現時点では目安として提示しています。

つづきまして、対応策の検討にあたり、教育委員会及び市が留意すべき事項について、5つの視点で整理いたしました。

1つ目は、「児童生徒の環境」です。

対応策によっては、学校が変わったり、通学距離や時間が変わる可能性がありますので、児童生徒の学習環境や生活環境への影響については、十分に留意しながら対応を検討いたします。

2つ目は「通学時の安全確保と負担軽減」です。

通学区域の再編成が必要となる場合には、通学時の安全確保を図り、通学距離や通学時間が長くなる場合は、スクールバスの導入等を検討し、通学負担の軽減を図ります。

3つ目は「地域との連携」です。

学校施設は、子どもたちへの教育施設だけでなく、文化・スポーツの活動拠点のほか、防災や子育て等の拠点としての多面的な機能を有しています。

対応策の検討に当たっては、児童生徒への教育的な観点を第一としつつも、地域とのつながりなど、多面的な側面を考慮し、地域の方々との丁寧な話し合いを行いながら、検討を進めます。

4つ目は「公共施設の最適化と学校施設個別施設計画との整合」です。

学校施設の再整備を検討する場合は、社会的な要請等を考慮するとともに、社会教育施設等の他の公共施設との複合化についても検討します。

また、必要に応じて、学校施設個別施設計画に位置付けている、学校施設の建替や長寿命化改修等の整備時期との整合・調整を図りながら検討します。

5つ目は「都市づくりの視点」です。

本市には、中長期的なまちづくりの視点を位置付けている「都市マスタープラン」や「立地適正化計画」があり、各計画の中にも学校施設の位置付け・役割などが記載されています。

学校再編等の検討が必要な場合には、そういった本市の都市づくりの考え方にも留意し、検討を行います。

つづいて、学校教育を取り巻く新たな課題等に対する検討(小中一貫教育の検討)について、ご説明いたします。

ここまで整理してきました、望ましい学校規模等に向けた対応策と併せまして、本市がめざす学校教育の目標実現に向けた取り組みとして、小中一貫教育の検討を行います。

本市がめざす学校教育の目標については、昨年度、第3章部分の「これからの学校像について」でお示しをしました本市がめざすこれからの学校像「多様な人や社会との関わりの中で、児童生徒1人ひとりの可能性を引き出す学校」を実現するため、めざす学校教育の目標の1つとして「きめ細やかで、切れ目のない教育の実現」を掲げ、その推進方策として「小中一貫教育の検討」を明記いたしました。

小中一貫教育については、教育的な観点から、小・中学校の9年間を通じた教育課程の編成等による、系統性・連続性のある教育の実現を図るために、検討を行うものです。

また、検討の枠組みですが、効果的な検討を進めるため、本市の望ましい学校規模等の基準内にある学校についても、現行の中学校区を基本的な枠組みとし、小中一貫教育の検討を行う場合があります。

小中一貫教育の施設形態は、小中学校を1つの建物に設置する「施設一体型」かと思いますが、別々の異なる土地で、小学校・中学校の建物をそれぞれ設置する「施設分離型」や、同じ敷地や隣り合った敷地に小・中学校の建物を設置する「施設隣接型」など、様々な形態があります。他市町村においては、小中一貫教育の先進的な事例がいくつかありますが、それぞれの地区の実情に応じた形態がとられており、「施設分離型」から将来的に「施設一体型」を目指すといった段階に応じて、複合的な形態がとられているケースもあります。資料の説明は以上です。

## ○会長

「対応策の検討に当たり留意すべき事項」について、これからの学校規模を考えていくときに一番重視しなければならないのは、子ども達の理解度、英国数理社だけでなく、体育や芸術系の科目でもそうですが、今の学校規模やクラス規模、授業規模で行っていて、わからないまま進級する子どもが増えてきてしまっているのであれば、それは適正な学校規模、クラス規模ではないということだと

思います。ここに書いてある内容はとてもよくわかりますが、このような観点も非常に重要だと思います。他の自治体でこういうところを留意しているという話は聞いたことがありませんので、伊勢原は留意していると掲げてもいいのかなと思います。

先行きが見通せない世の中なため、子ども達には、学校の中で身につける学力についてしっかり分かった上で、進級できるということを重視してあげたいところです。

そのほか、小中一貫教育について資料がありましたが、いかがですか。

#### ○委員

学校では若い先生が増えています。20代、30代前半の先生方が大変多くいる中、この先生方が4年目、5年目辺りを過ぎる頃から、次の学校へ異動の対象になります。今、異動の対象になるような先生方には、コロナ禍の時期に採用の先生方がいます。新規採用、または2年目3年目の非常に若い先生が、これからいろいろ吸収しようといった時期に、地域の方との会合が全く開かれなかったり、運動会で地域の方を呼べなかったり、また、子ども達との関係も距離を取りなさい、大きい声で話せません、というような状況で教育活動がスタートしました。

先生方の地域に対する経験値が、我々が想像している以上に少なく、地域に出ていく機会、地域の方に来てもらう機会がない時代を過ごしているということです。先日小中交流会がありましたが、何年かぶりの小中交流会でした。3小学校の先生方が集まってグループ討議したり、子ども達の授業を見たりしましたが、これを採用から3年目、4年目ぐらいの先生方は経験をせず今回初めて経験したとことになります。コロナ禍というと、非常に狭い期間のことですが、そんな現状があるということも是非踏まえていただきながら、先生達の意識をどのようにしたら良いか、考えていく時期だと思います。

そのことについては、校長だけではなく、教員たちが考えている課題について、共有できる機会を作っていくことが必要だと感じています。

### ○会長

この会議は必ずしも望ましい学校規模だけに関する検討会ではないと思います。今後も伊勢原市の小学校・中学校の教育のあり方について広く考えていこうということが冒頭の命題としてございました。議題の5番目として策定の進め方について話を始めていますが、もしよろしければ、少し広く捉えて、ここの資料からはみ出しても今後の教育をこんなふうと考えていこう、あるいはお話がありましたように、コロナ禍で失われたことがあって、それをできれば取り戻していきたいと思います、そういうようなご提案や思いがあってもいいと思います。是非そういうことも含めてお話をいただきたいと思います。

### ○委員

小学校の学校運営協議会に参加すると、その会議では、地域の方々のご意見、先生方の話を聞いて、すごくいいなと思っていました。そこには自治会長もきていましたが、自治会の成り手もないという話もありました。それを聞いたときにPTAだけではなく、自治会も苦勞されています。

学校運営協議会は、1つの光が見えているなど感じてはいます。主に施設の話が多かったと思いますが、地域学校協働活動推進員の方が集まれるようなスペースもあったらいいと思います。きめ細やかな教育を目指すのであれば、こういう地域の力を集約していくということはすごく将来性があると思います。そのあたりを重点的に議論していくと形にもなってくると思います。

### ○委員

私が学校にいた10年くらい前と、今とは本当に違うということをよく友達が言っています。もっと高齢の方と子どもたちが接する場面があった方がいいかなと思います。今は、なかなかその機会がありません。学校現場はとにかく忙しいように感じます。もう少し幅を広げて、小・中学校の先生達も交流できて、かつ、子どもも中学校に行ってお兄ちゃん、お姉ちゃんから勉強ではないものを教えてもらうような環境もあってもいいのかなと思います。施設を作ることも大切だけど、その前段階のところで交流も必要だなと思っております。

### ○会長

年代とか世代が異なった方も含めたような交流や、コミュニティ・スクールの地域連携の対応、社会教育と学校教育の連携などあるといいのかもしれない。

### ○委員

一つ目、子ども達の理解力の観点について面白いと思いました。それで実際に「理解できた」を判断する時に、どうするのがいいのか、という具体的なことを想像しました。私が小学生、中学生だったときは、ペーパーテストで100点が良

いということで評価されていましたが、社会人になって考えてみると、漢字が書けたからいいとか、そういうものだけではなくて、自分の意見を考える力であったり、「0」か「1」かでは測れないような能力もあるなど感じています。なので、そういう理解という観点で書かれているのはすごくいいことだと思います。何をもって理解したかというところは、深く質問をしてもいいのではないかと感じました。

二点目に若い先生の話がありましたが、私は社会人で、まさにコロナ禍で入社をしました。新入社員研修もすべてリモートで、採用の面接も一回も会うことなく会社から採用されるという環境で社会人をスタートしました。そのため、若手社員のつながりもない状況だったですし、やっと今4年目になって徐々につながりができているという状況です。今年入社した後輩が2人いますが、新入社員の研修はどのように受けているかと申しますと、実は対面に戻ってはなく、ほぼリモートで行っていました。対面で具体的に会社や地域の方とのつながりができるというところも、すごく大切なことだと思いますが、コロナ禍でいろいろなツールが出たので対面のいいところとツールのいいところを掛け合わせて、今までできなかったようなつながりを作り出せたらいいのではないかと感じました。会社では、若手の経験について考えてもらっているところがあると思っていて、「お客さんのところに行ってきたさい」とか、「国際会合とかがあったら若手社員で行ってきたさい」というように、若手へ配慮していただいていることがわかります。そういったところが教育の分野でも実現できたらすごくいいのではないかと感じました。

#### ○委員

地域との連携について、今コロナの話に出ましたが、高部屋地区の自治会では、ふるさと祭りというお祭りを実施します。コロナで3、4年中断しました。

こういったイベントに関しては、3年以上空白になると復活するときは大変なエネルギーが必要だなど感じました。コロナであまり会えなかったということもありましたので、皆さんが集まって、お祭りが復活した時、今までにない感動がありました。小学校グラウンドを使った地域活動は、高部屋と大田しか行っていないお祭りだと聞きます。こういった中で、皆さんが集まって一つの場を作って、イベントをやるというようなことが非常に重要だなど感じています。大山のお神輿を呼んで、子どもにみせることも行っています。コロナ前に戻る目標を立てていましたが、コロナを通して良くなったこともありました。今年も力を入れて行っていきたいと思っています。子どもの参加人数も増えてきていて、よい状況になってきていると感じています。

○会長

今の話は複合施設と関連があると思います。さまざまな世代の交流がある中で、いろんな伝統が引き継がれることはありますが、大人達がしっかり学んでいる姿を子ども達にみせるということは、子ども達の教育に意味があると思います。

いろんなご意見をいただきました。次回の会議にも本日のご意見を生かしながら、報告書にまとめていただきたいと思います。

○事務局

竹園小の路線バスについて、訂正でございます。正確には平成27年9月に廃止されています。このバスは、平成11年4月に学校再編で竹園小学区になった時に「八雲幼稚園前」から県道を「中木津根」の信号から入って学校の前まで通る路線がありましたが、利用者の減少によって最終的に平成27年9月に廃止されました。

○会長

ありがとうございました。それでは最後になりますけれども、その他についてございますか。特になければ事務局お願い致します。

○事務局

次回の会議は7月11日の金曜日の午後2時からです。

○会長

皆さんお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。議事に関しましては、ここで終了とさせていただきます。

○事務局

会長、委員の皆様、長時間にわたり、大変お疲れ様でした。

以上で、第6回「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する在り方検討会議」を終了いたします。ありがとうございました。